

教室から世界へ！かごしまグローバルクラスルーム事業業務委託仕様書

1 業務名

教室から世界へ！かごしまグローバルクラスルーム事業

2 目的

多様な人々が共生し、東アジアの中核都市として発展を続ける 30 年後の鹿児島を力強く牽引し、国際性と郷土愛を兼ね備えるリーダーとして活躍する人材を育成するために、県内の中学校、高校と海外校（台湾、ベトナム）との間でオンライン交流プログラムを実施するとともに、生徒を交流先へ派遣することで、実際に英語でコミュニケーションを行う機会を提供し、語学力の向上と国際意識の醸成を図る。

3 業務内容

遠隔交流コーディネーター（以下、「受託者」という。）として、当該事業への参加を希望する学校と連携先を結びつけ、ICT機器を活用したオンライン交流の提案、調整、運営及び海外派遣に伴う業務を委託上限額の範囲内で行う。

(1) 参加校

ア 鹿児島県内の公立中学校 8 校、県立高等学校 12 校

※ 鹿児島県教育委員会（以下、「県教委」という。）が募集、選定する。

イ 原則、各校に対して連携先を 1 校ずつ確保する。

※ 連携先の生徒数が多い場合などは、複数の参加校に対して海外校 1 校でも可能

(2) オンライン交流について

ア 令和 8 年 6 月から令和 9 年 2 月中旬までに実施する。

イ 海外校（連携先）

(ア) 交流を行う学校は、台湾、ベトナムの学校とし、県教委、参加校と受託者が協議して決定する。

(イ) 中学校において、台湾 4 校、ベトナム 4 校の連携先を選定する。

(ウ) 高等学校において、台湾 6 校、ベトナム 6 校の連携先を選定する。

(エ) 連携先については、年齢や参加できる人数、英語運用能力、日本の学校との交流実績（交流に係る組織的な協力体制）等を考慮する。

ウ 交流回数及び日程調整

(ア) 各校 4 回

オンライン交流の実施回数、学級数及び内容については、1 校当たり 4 回までの予算の枠内で、参加校と受託者の協議の上で柔軟に決定するものとする。

(イ) 参加校が独自に連携先との交流授業を行う意向がある場合は、それを妨げない。

(ウ) 原則として 1 回当たりの実質的な交流時間は 50 分程度とする。

(エ) オンライン交流及びオリエンテーションの日程等については、受託者が参加校と連携先との日程を調整し、それぞれと協議して決定する。

※ オンライン交流は、各校へ複数の候補日を提示して、日程調整を行う。

- (ア) 各参加校の日程を決定し、第1回の交流の1週間前までに県教委に一覧表を示す。
- (カ) 日程等について変更する必要がある場合は、県教委の判断を経て、参加校と連携先、受託者が協議して変更する。
- (キ) 自然災害の発生や連携先の都合等により、予定していたオンライン交流が十分履行できなかった場合は、県教委の判断を経て、参加校と受託者が協議を行い、可能な限り代替のオンライン交流を実施する。
- (ク) 変更事項及び懸案事項等については、発覚し次第速やかに受託者が県教委に報告する。

エ 参加生徒数

- (ア) 参加校の生徒数は、各回の交流において40人を目安とするが、参加生徒数が40人に満たない場合は、他校の参加生徒人数に割り当てるなど柔軟な調整を行うことができるようにする。
- (イ) 連携先の人数については、原則として20人以上とする。

オ 交流内容

- (ア) 原則として、交流の目的が明確で、参加生徒が主体的に取り組める内容となるよう工夫する。
- (イ) オンライン交流前に相手の情報を交換するなどし、交流前に参加生徒が具体的な交流相手を意識できるよう工夫をする。
- (ウ) オンライン交流の具体的な内容については、参加校の教育目標や教科目標、希望などをもとに、参加校と連携先及び受託者が協議して決定する。受託者はその調整を行う。

カ 交流に係る設備等について

- (ア) オンライン交流で使用する大型提示装置及びタブレット端末、ネットワーク環境は参加校が準備する。
- (イ) 交流の際に使用するWeb会議システム等については受託者が準備する。
- (ウ) その他の必要な機材・備品（交流に必要な配付資料や教材など）は、受託者が準備する。

キ サポート体制について

- (ア) 参加校の生徒・教員を対象とし、オンライン交流の活動内容や使用するWeb会議システム等の利用方法等に関するオリエンテーションを実施する。
- (イ) 連携先はインターネット環境が完備された学校を選定し、連携先においても事前にオリエンテーション等を行い、オンライン交流が滞りなく実施できるようにする。
- (ウ) 参加校のオンライン交流の初回には、サポートスタッフを配置する。
※ 生徒の英語能力やICT機器の活用能力を確認しながら支援を行う。
- (エ) 連携先においても、交流内容等について、受託者が調整・連絡を行う。
- (オ) オンライン交流が円滑に実施できるよう、参加校と事前打ち合わせを綿密に行うとともに、参加校からオンライン交流に関する研修会等の依頼があった場合は

可能な限り対応する。

- (カ) 交流中の不測の事態に備え、参加校及び県教委からの緊急連絡に速やかに対応できる体制を整える。

ク 報告及びアンケートの実施

- (ア) 毎交流後に参加生徒及び教員に対しアンケートを実施し、交流の改善を図るとともに意識調査等を行う。アンケート内容については、県教委と協議し決定する。
- (イ) 交流の活動の様子を動画等で記録し、県教委に提出する。

(3) 海外派遣について

※ 本業務に際しては、感染症や紛争等の国際情勢の変化により、期間、人数等を変更する場合がある。

ア 派遣先及び実施期間（予定）

台 湾：令和8年10月3日（土）～10月10日（土）（7泊8日）

ベトナム：令和8年10月17日（土）～10月24日（土）（7泊8日）

※ 航空便や国際情勢等により変更の可能性がある。

イ 人数

台 湾：12人（引率2人、中学生4人、高校生6人）

ベトナム：12人（引率2人、中学生4人、高校生6人）

ウ 行程案の作成

- (ア) 本事業の目的に沿った行程を提案する。
- (イ) 安全を第一とし、危険な場所、リスクを伴う場所を避ける。

エ 宿泊手配

- (ア) 生徒：原則としてツインルーム（2人1室使用）とするが、男女の組み合わせによって、トリプルルーム（3人1室）、シングルルーム（1人1室）を併用する。
- (イ) 引率：シングルルーム（1人1室使用）
- (ウ) 引率者は生徒の健康管理及び緊急対応できるよう、生徒と同一フロアとする。

オ 食事手配

- (ア) 別表で指定する食事とするが、実情優先とする。
- (イ) 1人1食あたりの金額は約2,000円程度とする。
- (ウ) 全ての食事は、アルコール類は除くこととし、質・量は標準的なものとする。
- (エ) アレルギー等に対応できるものとする。
- (オ) ホテルの宿泊の場合は、朝食付きのプランとする。
- (カ) 最終的には受託者と県教委で別途協議して決定する。

カ 現地校交流及び視察先の選定・手配

- (ア) 現地校での交流
 - a 原則、オンライン交流を行った中学校、高校に訪問する。
 - b 英語等の授業体験及び交流会など、本事業の目的に沿った内容を実施する。
- (イ) 現地視察
 - 以下の内容を参考に、現地ならではの体験を通じた研修内容とする。
 - a 現地での歴史・文化・産業に係る研修

- b 基幹産業や日本への輸出等に係る企業での研修
- c 現地に展開している日本企業及びNGO/NPO等の訪問
- d 大学生ガイド等によるフィールドワーク

キ 航空便等手配

- (ア) 航空便については、全区間全席エコノミークラスとする。
- (イ) 鹿児島空港発着の場合は、鹿児島空港国際線から派遣先間の往復を手配する。航空便の発着ができるだけ深夜にならないようにし、他県の国際空港を利用する場合は、鹿児島中央駅または鹿児島空港国内線から派遣先間の往復を手配する。

ク 現地での移動に係る手配等

専用車（派遣者数の乗車及び手荷物等の積載が可能なもの）に加え、同行する添乗員を手配する。

ケ 説明会等

- (ア) 事前に県教委と打合せを行う。
- (イ) 渡航前の旅行説明会用資料の作成及び旅行概要、自己負担分の支払いに関する説明などを行うこと。オンライン等で実施する。
- (ウ) 説明会は生徒及び保護者を対象に1回を予定（派遣時の交流に関する生徒対象の事前研修を行う場合がある）。
- (エ) 資料数（60部）
 - ※ 引率・生徒用：26部、保護者用：18部、事務局用：15部、予備：3部
 - ※ 資料の内容については、以下の内容を含むこととする。

行程表、訪問先の特徴等の情報、携行品リスト、緊急時連絡先リスト、同行者一覧、空港情報、注意事項等

コ その他

- (ア) 燃油サーチャージ、航空保険料、空港使用料、空港税、施設等の入館料等、団体行動に伴うチップは事業経費に含む。
- (イ) パスポート作成費、海外旅行保険料は事業経費に含まない。
- (ウ) その他渡航及び滞在のために必要な業務を含む。
- (エ) モバイルWi-Fi（各派遣先1台）の手配を行う。
- (オ) Web上で、各参加校で使用する資料や活動の様子等が共有できるようにする。

4 納品物

次の書類について、紙媒体2部及び電子媒体1部を納品する。なお、紙媒体での納品は、事業終了時のみとする。

- (1) 事業実施計画書（契約後1ヶ月以内）
- (2) 事業実施体制図（契約後1ヶ月以内）
- (3) 事業実施報告書（事業終了時）

5 履行期限

令和9年3月31日

6 委託上限額

上限を 19,099 千円（税込）とする。

7 受託者の再委託

実施計画全体の円滑・適正・効率等の観点から必要と県教委が認めた場合は、委託する業務の一部を他の事業者に再委託することが可能である。

8 著作権等の帰属

当該事業実施に当たり、受託者が作成した学習コンテンツや教材の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権・翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利））は、原則として、受託者に帰属するものとする。

9 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、県教委と適宜協議を行うものとする。

また、感染症拡大等により海外派遣が困難な場合は、金額を含めた契約変更ができるものとする（キャンセル費用等の保険に加入する等の対策を講じること）。

10 その他

(1) オンライン交流について、連携先の学校の情報（概要や交流実績等）が分かるものを添付すること。

(2) 海外派遣について、企画書面及び見積書を提出する際、簡単な現地、滞在先、訪問予定施設などの概要が分かるものを添付すること。